

関係者各位

お 知 ら せ

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する  
不当廉売関税について（確定措置）

本日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して不当廉売関税を課する政令（「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 279 号）」）が公布されました。

この政令は、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートについて、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課するものです。

今後、本年 9 月 17 日から令和 7 年 9 月 16 日までの間、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して、不当廉売関税が課されることとなります。

これまでの暫定措置と比較し、課税物件及び不当廉売関税率に変更はございませんので、引き続き、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門へ照会願います。

記

1. 課税物件

関税定率法別表第 2919.90 号に掲げる物品のうち中国産のトリス（クロロプロピル）ホスフェート

2. 不当廉売関税率

37.2%

3. 適用期間

5 年間（令和 2 年 9 月 17 日から令和 7 年 9 月 16 日まで）

以 上

【本件に関する照会先】  
業務部通関総括第 1 部門  
電話番号：078-333-3086